

新島学園校歌	1
新島学園学生歌	2
はじめに 校長 小栗仁志	3
I 学校概要	4
1 教育の目標	4
2 学 則	4
3 内 規	8
4 新島学園 PTA 会則	19
5 新島学園中学校・高等学校 PTA 生徒部活動後援会規約	20
II 学校生活	23
1 キリスト教教育	23
2 授 業	24
3. 校内生活	24
4 校外生活	26
5 部活動	27
6 自転車通学	29
7 バイク・普通車の運転免許について	30
8 出欠席	31
III 服装規定	32
IV 図書館案内	35
V 体育館・格技場の使用方法	38
VI 保健室から	39
VII 事務室から	42
VIII 校舎配置図	47

校 歌

岡部鎗三郎 作詞
 黛 敏 郎 作曲

$\text{♩} = 54 \text{ ca.}$
Moderato Maestoso

mf

い く え い の つ た え の 地 に あ
 お も い で の や た ま - と か わ に

た ら し き た み の み ち し る べ ひ
 たい じま の た こ ろ た く さ れ べし お

か り あ る す く い う ま ん と つ
 お い な る す い つ の お し え た

つ - ま し く い の り て あ れ し か
 く - ま し く ま な び き あ え しん か

が や か し し か め い ん そ び が え た つ
 ゆ あ げ し て た ら ん ほ が え か に

は え あ る ま な び や わ れ ら が ぼ こ う
 は え あ る ま な び や わ れ ら が ぼ こ う

mp

に い じ ま が く えん -
 に い じ ま が く えん -

一、 育英の伝統の地に

あたらしき民の道標

光ある救い生まんと

慎ましく祈りてあれし

輝かし使命に聳え立つ

栄えある学舎

我等が母校 新島学園

二、 思い出の山と川

新島の精神託されし

大いなる五大原則

たくましく学び鍛えん

眉あげて語らん誇らかに

栄えある学舎

我等が母校 新島学園

学生歌一番

富岡正男 作詞 作曲

一、 晴れわたる青空
そびえたつ山々
陽の光あふれて
恵みをたたえる
緑の丘 清き流れ
われらそこに集う
新島学園

二、 睦みあう友がき
調べいま高らかに
歌の声あわせて
恵みをたたえよ
友はわが師 師はわが友
われらここに集う
新島学園

学生歌二番

富岡正男 作詞 作曲

一、 山は緑の晴れた空に
輝く朝日の光をあびて
あふれる希望
みなぎる力
若き我ら四方より来たる
新島学園栄えあれ

二、 新しい文化の花もて飾る
新しき祖国の門出を祝し
たゆまぬ努力
熱ある祈り
若き我ら四方より来たる
新島学園栄えあれ

新島学園の歌

山川啓介 作詞
中島ブユキ 作曲

一、 その人の まなざしが
今日も空で 見守る
ほら きみのかがやき
私の胸のときめき
それはここに学ぶ 人から人へと
伝わり流れる 心の血潮
自由 愛 希望
新島学園
ひとりひとりが 未来
新島学園

二、 その人の 呼び声が
雲の彼方 指さす
さあ君の 理想で
明日の地球を 回せと
青空の鏡に 自分を映して
恥じない私と めぐり逢いたい
祈り 友 誇り
新島学園
永遠の夢の ふるさと
新島学園

はじめに

校長 小栗 仁 志

大人になるということ

みなさん、大人になるということはどういうことだと思いますか。それぞれ色々な意見が思い浮かぶでしょう。心理学者のフロイトは「大人になるということは、あいまいさを受け入れる能力をもつということ」と言いました。フロイトは人間の心は「イド」「超自我」「自我」の3つの部分から出来ていると言いました。イドは主に無意識の領域にあり「～したい」という欲望に満ちています。超自我は社会のルールが内面化されたもので「～してはいけない」「～するべきである」という命令です。自我は意識の領域で、私たちが考える「私」の部分です。自我はイドの「～したい」という気持ちと、超自我の「～してはいけない」「～するべきである」との気持ちを上手く調整し、外部の働きかけに対して適切な対応をする役割を果たしています。人間は自分の「～したい」ばかりを優先すると他人の権利を侵害し迷惑をかけてしまいます。逆に「～してはいけない」「～するべきである」ばかりを優先すると自分の心が壊れてしまいます。大人になるということは自我が成長し、「～したい」気持ちを満たしつつ、「～してはいけない」ことをせず「～するべきである」ことをしっかり行い、社会に適応していくことだと思います。イドと超自我のバランスを取ることが大切です。正反対の意味を持つように思えるイドと超自我を両立させるには、極端なことに走らず、あいまいさを受け入れる力が必要なのです。

新島襄は「自由」を大切にしました。学生の「～したい」という気持ちを重んじたのです。一方で新島は「真誠の自由」とも言いました。「～したい」という気持ちに従って自由に行動しても良心によってやってはいけないことに歯止めがかかり、他人の権利を侵害しないことです。新島襄もフロイトの言うところの自我の成長を望んでいたのです。

新島学園は新島襄の心を自分達の心とする学校です。私たちはみなさんの自由を尊重し大切にします。自由に色々なことにチャレンジしてください。しかし一方でその自由は真誠の自由でなければなりません。社会や学校のルールを守った上での自由なのです。

新島学園の生活には、みなさんが新島学園で生活する上で必要な情報が掲載されています。しっかりと読んで、心に留めて、真誠の自由に満ちた学校生活を送り、よい大人に成長してくれることを祈っています。

Ⅰ 学校概要

所在地	群馬県安中市安中 3702 番地
設置する学校	新島学園高等学校・同中学校
設立者	湯浅 正次

1 教育の目標

新島学園はキリスト教の精神に基づき、自由で敬けんな人格、国際的教養、民主的社會人としての良識を持ち、神と人共に奉仕する人材の養成を目的として、次の5項目を掲げる。

- 1 キリスト教精神を教育の基とする
- 2 一人ひとりの生徒を愛し、その人格を重んずる
- 3 知識水準を高くし、勉学の喜びを教える
- 4 勤労を尊び、天然資源の利用を学ぶ
- 5 己を知り、国を愛し、隣人に仕え、世界を友とする心を養う

郷土の偉人新島襄先生は、知識があつて品行方正、自治自立の人間を養成するには、キリスト教精神による人格教育が最も大切なことと考えておられた。

新島学園はこの教育理念を建学の基礎としている。

2 新島学園高等学校・中学校学則

第1章 総 則

- 第1条 本学園は、キリスト教主義により、学校教育法第51条の10の規定に基づき、中学校と高等学校がそれぞれ密接に連携し、中学校教育と高等学校教育を一貫して施すことを目的とする。
- 第2条 本学園には高等学校及び中学校を置く。修業年限は高等学校3か年、中学校3か年とする。
- 第3条 生徒定員は高等学校600名、中学校510名とする。

第2章 教育課程及び授業時数

- 第4条 中学校並びに高等学校の教育課程及び授業時数は、学習指導要領の基準により校長が別表1のとおり定める。なお、中学校並びに高等学校における一貫教育に係る教育課程は双方の学校の協議を経るものとする。

第3章 学年、学期、休業日

- 第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 第6条 学年を次の学期に分ける。

中学校	第1学期	4月1日より7月31日
	第2学期	8月1日より11月30日
	第3学期	12月1日より3月31日
高等学校	第1学期	4月1日より7月31日
	第2学期	8月1日より11月30日
	第3学期	12月1日より3月31日

- 第7条 休業日は次のとおりとする。

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 2 日曜日、土曜日
 - 3 春期休業日
 - 4 夏期休業日
 - 5 冬期休業日
 - 6 創立記念日、群馬県民の日
 - 7 その他特に校長が定めた日
2. 校長は、翌年度の前項第3号から第5号までに規定する休業日の期間を毎年度末までに定める。ただし、これらの休業日の期間の合計は69日以内とする。

第4章 入学、転入学、休学、退学

- 第8条 中学校へ入学できるものは小学校卒業者及びそれと同等以上の学力ある者とする。

- 2 高等学校へ入学できるものは中学校卒業者及びそれと同等以上

の学力ある者とする。

第 9 条 校長は、中学校の入学者については選抜を行う。また高等学校の入学者についても、欠員がある場合に限り、選抜を行う。ただし、新島学園中学校から新島学園高等学校への進学者については入学者の選抜は行わない。

第 10 条 中学校・高等学校とも他の学校よりの転入学希望者は欠員のある場合に限り成績調査の上、入学を許可する。

第 11 条 生徒は入学に当たって保証人を設定する事を要する。

第 12 条 校長が保証人を不相当と認めた場合は変更させる。

第 13 条 校長は生徒で傷病のため長く課業を欠くと認めた者には 3 か月以上 1 か年未満の休学を許可する。

第 14 条 校長は生徒で疾病その他の事由で在学出来ないと認めた者には退学を許可する。

第 5 章 賞罰

第 15 条 校長が教育上必要と認める時は生徒に次の各号の懲戒を加える。

- 1 謹慎
- 2 停学
- 3 退学

第 16 条 次の各号のひとつに該当する者には退学を命じる。

- 1 性行不良で改善の見込みなしと認められるもの。
- 2 学力劣等で成業の見込みなしと認められるもの。
- 3 引き続き 1 か年以上欠席したもの。
- 4 正当の理由なく引き続き 1 か月以上欠席したもの。
- 5 正当の理由なく出席が常でないもの。
- 6 その他校長が退学を至当と認めたもの。

第 17 条 校長は生徒で次の各号のひとつに該当し、皆の模範とするに値する者は表彰することがある。

- 1 品行方正で学業に勉励しその成績優秀なもの。
- 2 奇特な行為のあったもの。

第6章 課程の修了及び卒業

第18条 各学年の課程の修了または中学校並びに高等学校卒業を認めるには平素の成績を考査し、出席日数、授業時数を勘案して決定する。

	高等学校	中学校
(1) 入学時納付金		
①入学金	110,000 円	110,000 円
②施設設備費	110,000 円	110,000 円
(2) 経常納付金（年額）		
①授業料	402,600 円	366,600 円
(1) + (2) 初年度納入額	622,600 円	586,600 円
(3) 入学検定料	20,000 円	総合型選抜 20,000 円 (一般入試第1回を受験 する場合は無料とする) 一般入試 15,000 円

- 2 経常納付金（年額）は、学年の始めにおいて本学園が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、校長が別に定めるところによりこれを分割することができる。
- 3 第1項の規程にかかわらず、本学園中学校から同高等学校へ進学する者の施設設備費は、60,000 円とする。
- 4 校長は経済的理由から生徒納付金の納入が困難な者に対して、その一部を減免することができる。
- 5 前項の生徒納付金の減免の基準及び手続については別に定める。

第20条 (削除)

第21条 (削除)

第22条 休学を許可された者の授業料は、その休学期間中の2分の1を

免除する。

第 23 条 (削除)

第 24 条 (削除)

第 25 条 (削除)

第 26 条 第 19 条に規定する生徒納付金以外の少額の生徒納付金については、校長が別に定める。

第 27 条 (削除)

第 28 条 既に納入した入学金、授業料等の生徒納付金及び検定料は、いかなる事由があっても還付しない。

雑則

第 29 条 本学則施行上必要な細則は校長が定める。

第 3 条に定める生徒定員は、同条の規定にかかわらず、2025 年度については「540 名」とする。

3 内 規

(1) 新島学園高等学校 進級・卒業・単位の認定に関する内規

- 1 生徒は本校所定の教育課程のすべての教科・科目を履修するものとする。
- 2 学習成績の評価は、学科担任が定期試験・不定期試験・課題等の成績ならびに平常の学習態度・出席状況等を総合的に考慮して行う。
- 3 各科目の学期末の学習成績は、10・9・8・7・6・5・4・3・2・1 の 10 段階で評定し、2・1 は単位未修得とする。
各科目の学年末の学習成績は、(10・9) を五、(8・7) を四、(6・5) を三、(4・3) を二、(2・1) を一とよみかえ、一は単位未修得とする
- 4 やむを得ない理由で定期試験を受けなかった者には再試験を行うか、課題等の成績により見込点を与えることがある。
- 5 定期試験以外の試験において不正行為を行った者の得点は零点とする。
- 6 定期試験において不正行為を行った者の得点は、その試験科目を零点とする。
- 7 次の各項目のいずれかに該当する者は、進級又は卒業を認めない。

- (1) 当該学年の出席日数が年間総授業日数の3分の2に満たない者。
 - (2) 当該学年の礼拝の出席回数が、年間総礼拝回数の3分の2に満たない者。
 - (3) 各科目の出席時間数が、年間総授業時間数の3分の2に満たない者。
 - (4) 1年生で15単位以上の未修得単位がある者。
 - (5) 2年生で過年度未修得科目をふくめて15単位以上の未修得単位がある者。
 - (6) 3年生で本校所定の教育課程の全単位(科目)を修得できなかった者。
 - (7) 授業料等納付金に未納がある者。
- 8 前条(1)～(3)の取扱いに関し、欠席回数・欠席時間数のいずれかが、それぞれの総数の6分の1をこえた時は、学校長より本人ならびに保護者等に厳重に注意するものとする。
- 上記の指導に従わず、病気その他やむを得ない場合を除き欠席日数・欠席回数・欠席時間数のいずれかがそれぞれの総数の3分の1をこえた時は、退学を命ずる。
- ただし、本人及び保護者等において、従来 of 行動を深く反省し、留年勉学の希望を強く願ひ出た場合、学校長は留年を許可することがある。
- この場合には、本人及び保護者等より学校長に留年願を提出しなければならない。
- 留年した場合、前年度において修得した単位はすべて無効とする。
- 引き続き2回以上の留年は認めない。
- 9 未修得科目は次学年の4・5月、高校3年次の未修得科目は、家庭学習中の追試で修得することを原則とする。
- ただし、5月の追試は1学期中間試験が実施される前の週までとする。
- 10 追試験を受ける者は、科目ごとに受験料(1科目1,000円)を添えて追試験受験願を事前に提出し、必ず指導を受けること。
- 11 追試験によって認定された科目の評定は二とする。

(2) 新島学園中学校 進級・卒業に関する内規

- 1 生徒は本校所定の教育課程のすべての教科科目を履修するものとする。
- 2 学習成績の評価は、教科担任が定期試験・定期試験以外の試験・課題等の成績ならびに平常の学習態度・出席状況等を総合的に考慮して行う。
- 3 各科目の学期末の学習成績は、10・9・8…3・2・1の10段階で評定し、2・1は注意点とする。
各科目の学年末の学習成績は、(10・9)を五、(8・7)を四、(6・5)を三、(4・3)を二、(2・1)を一とよみかえ、一は注意点とする。
- 4 やむを得ない理由で定期試験を受けなかった者には、再試験を行うか、課題等の成績により、見込点を与えることがある。
- 5 定期試験以外の試験において不正行為を行った者の得点は零点とする。
- 6 定期試験において不正行為を行った者の得点は、その試験科目は零点とする。
- 7 長期欠席者の場合、保護者等と協議の上、原級に留めることがある。
- 8 次のいずれかに該当する者には、特別の指導を行う。
 - (1) 特に生活指導を要し、改善が見られない者。
 - (2) 保護者等による日常の監督が得られない者。
- 9 次の項目のいずれかに該当する者は、新島学園高等学校への進学にあたり原則として推薦しない。推薦の適否は3学年の7月末と10月末の職員会議での決定を原則とする。
 - (1) 2学年の学年末、3学年の1学期末、3学年の2学期中間試験終了時の3回の学習成績のうち、注意点科目4科目以上の学習成績が2回以上ある者。
 - (2) 3学年の4月から9月末までの出席日数が2/3に満たない者(75期から適用)
 - (3) 3学年の4月から9月末までの礼拝出席数が2/3に満たない者(75期から適用)
 - (4) 特に生活指導を要し、改善が見られない者。
 - (5) 外部受験を希望する者。尚外部受験に際して校長の推薦状は発行し

ない。

(6) 授業料等納付金に未納がある者。

- 10 内部進学者への入学許可は2月末までに行い、入学手続きは3月中旬までに行うこととする。

付 則

この内規は2020年4月1日より施行する。

(3) 学費納入に関する内規

- 1 学費振替は、原則として、毎月15日（当該日が土曜日、日曜日、祝日の場合には、次営業日）に行う。この際、学費振替口座の残高不足等により、振替不能である者については、文書にて保護者等に通知のうえ、28日（当該日が土曜日、日曜日、祝日の場合には、次営業日）に再度振替処理を行う。なお、振替額は、原則として、1ヶ月（当月）分のみとする。
- 2 当月の振替で学費の納入ができなかった者は、学校からの催促にしたがい、学校所定口座へ学費を送金しなければならない。
- 3 学校からの催促にもかかわらず、学費未納額が3ヶ月に達した場合には、校長は保護者等を出校させ、事情を聴取し、学費納入見込みを確認する。すぐに納入出来ない場合には、学費納入遅延願い（返済計画を含む。但し、返済期間は向こう3ヶ月以内とする。要、実印押印）と印鑑証明書を提出する。
- 4 学費未納が6ヶ月に達した場合には、出校停止とする。
- 5 学費未納が6ヶ月を超え、かつ納入の見込みが立たない場合には、当該生徒は除籍となる場合がある。
- 6 第3項から第5項の措置は職員会議の議を経て適用する。
- 7 中学3年の進学について
 - ・ 内部進学決定に際し、7月末時点で授業料未納が6ヶ月以上ある場合は、納入状況に改善が見られるまで、内部進学許可は保留する。また、10

月時点で3ヶ月以上ある場合は、納入状況に改善が見られるまで、内部進学許可は保留する。

- ・ 外部進学者で、3ヶ月以上の学費未納がある場合、進学に必要な書類のうち推薦書、調査書は発行しない。

8 高校3年の進級について

高校3年進級時点で、3ヶ月以上の学費未納額がある場合には、進学時に必要な書類は発行しない。12月時点で学費未納が6ヶ月以上を超え、卒業までに納入の見込みがない場合は、除籍になる場合がある。また、卒業時点で、学費未納額がある場合は、卒業は許可しない。

付 則

この内規は、2009年4月1日より施行する。

(4) 新島学園の留学及び留学生受け入れに関する内規

1 留学（高校生のみ）

新島学園という留学には、1「休学留学」と2「進級留学」がある。

・ 留学認定条件

- (1) 留学先が正規の教育機関である高等学校であること。
- (2) 出席状況、生活態度が良好な者であること。
- (3) 前年度までの履修単位をすべて修得し、留学開始年度においては出発前までの課程を修了していること。
- (4) 留学期間は10ヶ月以上12ヶ月未満であること。

・ 留学に関わる手続き

留学願い及び必要書類（留学証明書等）は、原則として留学の3ヶ月前までに学級担任を通して校長に提出し、許可を得ること。

1 休学留学

休学して外国の高等学校へ留学することができる。これを「休学留学」という。留学期間修了後は必ず復学するものとする。

ただし、

- (1) 留学先で履修・修得した単位は、新島学園高等学校の履修単位とし

ては認めない。

- (2) 留学終了後、復学する時には、留学開始時に在籍していた「学年」(1期下)に入る。
- (3) 留学中の学納金については、授業料は半額を納入し、その他の学納金は免除する。

2 進級留学

外国の高等学校で履修・修得した単位を新島学園高等学校の該当年度の履修単位として法的に認められる範囲内で認定する。留学期間修了後は必ず復学するものとする。

ただし、

- (1) 前年次(高校1年の場合は中学3年次)の学年成績において、全体の評定平均値が6.0以上であり、かつ英語の評定平均値が6.0以上であること。
- (2) 留学終了後、復学する時には、留学開始時に在籍していた「期」に戻る。
なお、進級留学者は国内指定校推薦の対象とはならない。
- (3) 学納金は全額納入しなければならない。

- 3 留学願いに記載された休学留学、進級留学の取り扱いは留学開始後変更できない。

II 留学生(中長期)の受け入れ

1 受入れまでの手順

照会→学校長→グローバル係→学校長(教務)(→職員会議)→受け入れ

- (1) 照会(紹介)があった場合は、学校長はグローバル係に検討を付託する。
- (2) グローバル係は、身元引受人または照会人に新島学園の受け入れ態勢・費用等の条件を説明し留学の意志を確認する。
- (3) グローバル係は関係書類により、受け入れが適当であるかを検討し学校長に報告する。
- (4) 受け入れ学年の了解(と職員会議の審議)を経た後、グローバル係は受入れの準備に入る。

2 受け入れにあたって

(1) 受け入れ家庭（身元引受人ともいう）

学園指定団体及び交流校プログラムによる留学生受け入れ家庭の募集・選定は学園が行うことを原則とする

(2) 学校生活

①. 授業・行事への参加

学園生と同じように参加する。ただし、正規授業に代えて日本語のレッスンや他学年の実技を伴う授業（書写・美術・音楽等）及び一定限度内での自習等を当てることもある。また、英語ネイティブの場合は、英語・OC等の授業アシスタントを依頼することもある。

②. 特別教育活動への参加

可能な範囲で参加する。

(3) 報告

定期的に、グローバル係、担任他関係者と経過報告会、カウンセリングを行う。

3 必要書類（原則）

(1) 願書

(2) 家族の記録

(3) 過去2年間の成績と在籍校概要紹介文（パンフレット等）

(4) 推薦書2通

(5) 公的健康証明

(6) 身元引受書の写し

4 留学生の学校活動に関わる費用の負担

対象は、中長期留学とし、短期留学生は該当しない。

(1) 交流校・学園指定団体からの留学生及び自治体交換留学生の学納金は全額免除とする。

ただし、下記の範囲については各仲介団体との取り決めによる。

①. 制服・上履き・聖書・讃美歌・校章等学校生活に要する費用

②. 教科書・副教材・体育着・体育館シューズ等学習活動に要す

る費用

③. 修学旅行等、学校行事の参加に要する費用

(2) 上記以外の留学生の場合は、仲介団体との取り決めによる。

5 短期留学（短期訪問）については個々の事例により、手続きを簡略化する。

附則

この内規は、2010 年 4 月 1 日より施行する。

(5) 帰国子女を除く転編入学に関する内規

1 (資格条件)

(1) 保護者等の転勤等に伴う県外から転居の場合

(2) 学校長が認めた場合

2 (入学時期) 原則として 1 年から 4 年までの各学期初め、及び 5 年の 4 月

1 日とする。合格後ただちに入学する。

(試験時期) 原則として 1 年から 4 年までの各学期期末試験期間中とする。

ただし、3 年の 3 学期には実施しない。

(試験実施要件) 欠員のある場合のみ試験を実施する。

(6) 帰国子女の（転編）入学に関する内規

中学校

Ⅰ 入学

(1) 帰国子女の入学出願資格、条件

保護者等の海外勤務により海外日本人学校または現地校に 2 年以上在学した者、また、2 年以上在学した後に帰国し、帰国後 1 年以内の者。入学後、保護者等として父母いずれかが常時一緒に生活できる者。

(2) 帰国子女の募集定員は、特に定めない。

(3) 帰国子女の入学出願書類

1 入学志願票

2 日本人学校または現地校による過去 2 年間の成績証明書

3 校長または担任の推薦書

ただし、国内の在学学校より調査書が発行され、かつ学校長がその書類に関し必要な条件を満たしていると認めた場合、2・3の書類は必要としない。

(4) 帰国子女の入試日程

一般受験生と同じ

(5) 帰国子女の試験科目および選抜方法

国語（作文を含む）、算数、面接（英語圏出身者には英語による面接を実施する場合がある）

2 転編入学

(1) 帰国子女の出願資格、条件

入学に準ずる

(2) 帰国子女の募集定員は特に定めない

(3) 帰国子女の転編入学の時期、及び学年

欠員がある場合のみ転編入試験を実施する。転編入試験は3年2学期までの各学期期末試験中に実施する。合格後ただちに入学する。転編入試験出願は期末試験1ヶ月前とする。

(4) 帰国子女の転編入学出願書類

入学に準ずる

(5) 帰国子女の転編入学試験科目及び選抜方法

国語、数学、英語、面接とする。

(6) 入学後の指導

一般性と一緒に学習するが、学力の遅れが明らかな場合は補習を行う。

高等学校

I 入 学

(1) 帰国子女の入学出願資格、条件

保護者等の海外勤務により、海外日本人学校または現地校に2年以上在学した者、また、2年以上在学した後帰国し、帰国後1年以内の者。
入学後、保護者等として父母のいずれかが常時一緒に生活できる者。

(2) 帰国子女の募集定員は、特に定めない。

(3) 帰国子女の入学出願書類

1 入学志願票

2 日本人学校または現地校による過去2年間の成績証明書

3 校長または担任の推薦書

(4) 帰国子女の入試日程

一般受験生と同じ

ただし卒業時期の違いにより4月入学が不可能な場合、かつ欠員がある場合本校で定める2学期初日以前の入学を前提に入学試験を実施することがある。入学試験出願は入学の1ヶ月前とする。

(5) 帰国子女の試験科目および選抜方法

筆記試験（基礎学力）、面接

ただし一般受験生と別日程で試験を実施する場合は国語、数学、英語、面接とする。

2 転編入学

(1) 帰国子女の転編入学出願資格、条件

入学に準ずる

(2) 帰国子女の募集定員は特に定めない

(3) 帰国子女の転編入学の時期、及び学年

欠員がある場合のみ転編入試験を実施する。転編入試験は1年の各学期期末試験中に実施する。合格後ただちに入学する。転編入試験出願は期末試験1ヶ月前とする。

(4) 帰国子女の転編入学出願書類

入学に準ずる

(5) 帰国子女の転編入学試験科目及び選抜方法

入学に準ずる

(6) 入学後の指導

一般生と一緒に学習するが、学力の遅れが明らかな場合は補習を行う。

(7) 自然災害などによる非常時の授業措置に関する内規

【対象地域】 本校生徒通学地域（群馬県、長野県東部、埼玉県等）

【非常時の状況】 大雨、洪水、暴風、大雪等に伴う通学用公共交通機関の運休等

【対象交通機関】 JR 信越線（高崎～横川間） …最も利用者が多い区間につき

I 自然災害により早朝から JR 信越線（高崎～横川間）に影響が出ている場合 【授業措置】

① 午前 6 時までに JR 信越線が復旧した場合は、平常授業とする。

ただし、通常午前 6 時以前に家を出る遠距離通学者が、6 時時点での確認のため始業時刻に間に合わなくても、遅刻扱いとしない。

② 午前 7 時までに JR 信越線が復旧した場合は、2 限（10 時）からの授業とする。

③ 午前 8 時までに JR 信越線が復旧した場合は、3 限（11 時）からの授業とする。

④ 午前 8 時を過ぎても JR 信越線が復旧しない場合は、自宅学習とする。

※各ご家庭への通知は、本校ホームページ、緊急連絡メール等でも通知しますが、上記措置を参考に、各ご家庭で自主的にご判断ください。

II 自然災害により碓氷バイパス通行不可の場合（長野バス利用者）

登校時点で碓氷バイパス通行不可の場合は、自宅学習とします。

III その他

① JR 信越線以外の、これに接続する JR 各線、私鉄、道路等が自然災害等により不通となり、保護者等が通学に危険を伴うと判断した場合は、安全が確保されるまで自宅待機とします。その場合は必ず学校に連絡を入れてください、

② 気象状況の急変等により、「登校した後に下校に支障をきたす事態」が予め予想される場合には、校長の判断により上の授業措置に準じる措置を取ることがあります。

③ 地震等、他の災害については別途対応いたします。

4 新島学園PTA会則

- 第 1 条 本会は新島学園中学校・高等学校 PTA と称する。
- 第 2 条 本会則の目的は本学園の教育目的の達成に協力し、生徒の訓育向上と福祉増進に努める。
- 第 3 条 会員は本学園中学校・高等学校の保護者等と学園の教職員とする。
- 第 4 条 役員とその選出方法
- A. 本会の下に役員を置く。
- | | |
|-----------|----------------|
| 会 長 | 1 名（保護者等） |
| 副会長 | 3 名（保護者等） |
| 書 記 | 2 名（教職員） |
| 会 計 | 2 名（保護者等） |
| 会計監査 | 2 名（保護者等） |
| 部活動後援会会長 | 1 名（保護者等） |
| 部活動後援会副会長 | 2 名（保護者等） |
| 顧 問 | 若干名（保護者等・校長） |
| 地区代表幹事 | 7 名（保護者等） |
| 地区幹事 | （各地区若干名）（保護者等） |
- B. 任期は 1 ケ年とする。ただし再任を妨げない。
- C. 役員の改選は、地区別に幹事若干名を選出し、幹事会を開いて役員を推薦し、4 月の総会に於いて承認を得る。幹事会の招集司会は会長が行う。
- 第 5 条 役員の任務
1. 会長は会務を統括し集会を司会する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその任務を代行する。
 3. 幹事は各地区を代表して役員会に出席して会務に寄与する。
 4. 書記は全ての集会及び会の活動について記録を作成し保管を行う。

5. 会計は本会の金銭の出納保管、会計簿の記録保管を行う。
 6. 会計監査は臨時会計を監査する。
- 第 6 条 本会に顧問若干名を置く。校長は顧問とする。他の顧問は役員会に諮り会長が依頼する。
- 第 7 条 1. 定期総会は 4 月、臨時総会は必要に応じてこれを開く。総会の定足数は会員の 3 分の 1 とし、決議は出席者の過半数をもって決定する。
2. 役員会は会長によって招集司会され、役員の 3 分の 1 以上の出席の場合にこれを開く。
- 第 8 条 諸会費及び会費
1. 本会の経費は会員の拠出する会費、入会金及び寄付金とする。
 2. 会費は総会の議決による。
- 第 9 条 会則の変更 本会の会則の変更は総会に於いて行う。

5 新島学園中学校・高等学校 P T A 生徒部活動後援会規約

- 第 1 条（名 称） 本会是新島学園中学校・高等学校 PTA 生徒部活動後援会と称する。
- 第 2 条（目 的） 本会則是新島学園中学校・高等学校に在学中の生徒の文化部及び運動部の活動を後援し、以て本学園の教育目的達成に協力する。
- 第 3 条（事務所） 本会は事務所を新島学園中学校・高等学校 PTA 内に置く。
- 第 4 条（事業） 本会はその目的達成のため次の事業を行う。
- （1）本会の事業に必要な会費の徴収。
 - （2）生徒の部活動に必要な器具・用品購入の補助。
 - （3）付添及び合宿のための経費の補助。
 - （4）その他、本会が必要と認めた事業。

第 5 条（会 員） 本会の会員を 2 種とする。

- (1) 普通会員
 - (2) 賛助会員
- } PTA 役員会の推薦による。

賛助会員は本校生徒の保護者及び教職員、賛助会員は本会の目的を理解し、協力を申し出た有志及び当該年度卒業生の保護者等とする。

第 6 条（会 費） 会費は総会の議決による。

(1) 普通会員 1 口 月額 800 円

(2) 賛助会員 1 口 年額 5,000 円

*当該年度卒業生の保護者等 1 口 年額 1,000 円

第 7 条（役 員） 本会に次の役員をおき、PTA 会長がこれを委嘱する。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 役員 若干名 地区 PTA 及び学校長の推薦による者のほか、賛助会員からも PTA 会長が推薦できる。
- (4) 顧問 若干名 PTA 会長の推薦による。
- (5) 会計 1 名 PTA 会長の推薦による。
- (6) 書記 1 名 学校長の推薦による。

第 8 条（役員の任期） 役員の任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。

第 9 条（役員の任務）

- (1) 会長は会務を統轄し会議を司会する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は、その任務を代行する。
- (3) 役員は各地区を代表し役員会に出席し会務を執行する。
- (4) 会計は本会の出納、保管、会計簿、記録、保管を行う。
- (5) 書記は全ての集会及び会の活動について記録を作成し保管する。

第 10 条（会議） 後援会活動のための役員会は会長によって招集司会され、議決は出席役員の過半数の賛成を以て成立する。また、重大になる事項については PTA 役員会に報告すると共に承認を得

るものとする。

第 11 条(財政) 本会の収入は会費、寄付金その他の収入を以てこれに充てる。

第 12 条(会計年度及会計報告)

本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日終了するものとする。

会計報告(予算、決算)並びに事業計画については PTA 役員会の議決を経て、PTA 総会の時、特別会計として別個の報告書並びに事業報告として承認を受けるものとする。

第 13 条(規約の変更) 本会の規約の変更は PTA 総会において行う。

(付則) 1 この規約は、2001 年度より施行する。

(付則) 1 この規約は、2017 年 4 月 28 日から施行し、2017 年 4 月 1 日から適用する。(第 6 条の普通会費を変更)

Ⅱ 学校生活

1 キリスト教教育

(1) 礼拝

毎朝 8:45 ～ 9:00。全校放送礼拝、高校礼拝、中学礼拝、クラス礼拝のいずれかの形で行う。礼拝堂内では静かにして心を落ち着ける。奏楽中は黙祷し、すがすがしい心で讃美歌を歌い、神の前に真実になり、聖書を読んで神の導きの声（説教）を聞こうと努める。

(2) 授業

週一時間「宗教」という教科があり、これは新島学園の基本精神であるキリスト教を学問として学ぶ。中 1 は「新島襄伝とキリスト教入門」、中 2 は「旧約聖書」、中 3 は「新約聖書」、高 1 は「キリスト教の基本的考え方」、高 2 は「キリスト教の歴史と文化」、高 3 は「キリスト教倫理」について学ぶ。なお、高校の授業は「総合的な探究の時間」として行う。

(3) 宗教行事

入学式、卒業式などの式典は、基本的に礼拝形式で行われる。朝の通常礼拝の中でも、収穫感謝礼拝など教会暦にそった礼拝を行うが、特別な宗教行事としては、講師を招いて春にはイースター礼拝、秋には特別伝道礼拝がもたれる。教師・生徒が共にキリストの福音に接する大切な機会である。また、クリスマスには全校生徒が礼拝堂に集い、クリスマス礼拝やページェント（降誕劇）を通して、主イエス・キリストのご降誕を感謝しお祝いする。更に 1 月には、新島襄の永眠にちなんで、同志社から講師を迎えて新島襄召天記念礼拝が行われる。

2 授 業

(1) 授業日

授業日は、月曜日から金曜日までとする。

月曜日から金曜日まで 6 時間授業、ただし木曜日は 7 時間授業とする。

(2) 授業時間 8:35 までに登校し、16:30 までに下校する。

8:35	予鈴
8:40	点呼
8:45 ～ 9:05	礼拝
9:05 ～ 9:55	1 時限
10:05 ～ 10:55	2 時限
11:05 ～ 11:55	3 時限
12:05 ～ 12:55	4 時限
12:55 ～ 13:40	昼休み
13:35	予鈴
13:40 ～ 14:30	5 時限
14:40 ～ 15:30	6 時限
15:40 ～ 16:30	7 時限
16:30	下校

(3) 始業のチャイムと共に着席し、私語をせず、真剣に授業を受ける。

(4) 授業には予習など準備して臨み、積極的に参加する。

3 校 内 生 活

(1) 遅刻した時は学級担任または教科担任へ遅刻の理由を報告する。

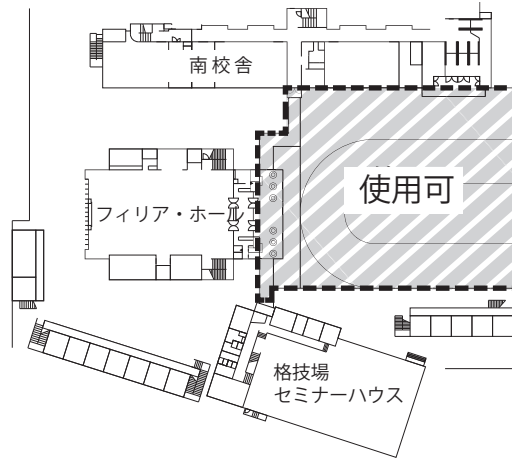
(2) 保護者等からの事前連絡なく早退する場合は、担任は早退する旨を保護者等へ連絡する。

(3) 欠席する場合は、保護者等が学校に連絡する。

(4) 無断外出はしない。やむを得ず外出する場合は、学級担任から外出許可

をもらう。

- (5) 所持品に記名をする（特に教科書ノート、上下履き、体育着など）。
- (6) 学習に関係のないものは学校に持ってこない。
- (7) 学校には大金を持参しない。大切なものは各自のロッカーに収納し、鍵をかけておく。
- (8) 生徒手帳・身分証明書は常に携帯する。
- (9) 髪型は学生らしくさっぱりとし、学業・スポーツに支障がないようにする。染髪、パーマ、巻き髪は認めない。
- (10) 装身具・化粧は許可しない。
- (11) 携帯電話の所持希望者は、必ず保護者等が許可願いを提出し許可を得る許可された後、ルールやマナーを守れない場合は、許可を取り消すことがある。
- (12) 以下の場合に限り、携帯電話の使用を特別に認める。以下の場合以外で携帯電話を使用した場合は、全て不正使用とみなす。
 - ① 目 的：家庭や保護者等へ連絡する、または連絡を受ける。
 - ② 場 所：フィリアホール前ロータリー（右図）※建物との境はドアとする。
 - ③ 時 間：15時30分（7限：16時30分）～
ただし、式典・行事等で早く終了した場合は、帰りのSHR終了後～とする。
 - ④ その他：③の時間であれば、フィリホール1Fでは電源を入れて所持しても良いが、通話や通信アプリ等の操作をする場合は、フィリアホール前ロータリー（右図）で行う。
 - ⑤ 休業日：土日祝日、長期休暇中に関しては、フィリアホール前ロータリー（右図）での使用を認める。また、部活動中の取り扱いについては部活動顧問の指示に従う。



4 校外生活

- (1) 社会生活のルールを守り、学園生として、誇りを持って行動する。
- (2) 登下校時は制服を着用する。
- (3) 交通ルールを守り、事故防止に努める。
- (4) アルバイトは原則として認めない。やむを得ずアルバイトを希望する者は、保護者等より「アルバイト許可申請書」が申請され、学校長が許可した者のみ認める場合がある。
- (5) 進路決定後の高校3年生については、2学期期末試験終了後以降に限り、かつ、卒業後の学費や生活費のためであると認められた場合、原則、アルバイトを許可する。
- (6) 風紀上好ましくない場所には出入りしない。

5 部 活 動

(1) 部活動

平日	朝練習	7:30～8:10
	放課後	～18:30 まで（夏時間／4月～10月）
		～17:30 まで（冬時間／11月～3月）

但し、中1は4月～5月中17:00 までとする。尚、冬時間は届出により30分の延長を認める。

＊特例：以下の場合は保護者等、顧問教師が申請をし、校長の許可を得ること。

① 中1で4月～5月中、17:00以降の練習に参加する者（6月以降は不要）

② 18:30以降の夜間練習等を実施する場合（送迎については顧問と保護者等で確認をとる）

(2) 試験前1週間は、部活動禁止とする。

＊特例：試験の直前直後に公式大会が組まれている場合に限り、保護者等・顧問から申請をし、校長の許可を得て1時間程度の活動（顧問立会のもと）を認める。

※新入生は4月中を仮入部期間とする。

顧 問（運動部） 総括：田中徹浩

	ク ラ ブ 名	顧 問
1	バスケットボール	青柳保志、水井雄太郎、森田智美、梅山奈都海 (濱田怜奈)
2	剣 道	坂田拓斗、加邊菜々花
3	バドミントン	赤羽根嵩人、大沢彩嘉、(手嶋柊斗)
4	バレーボール	津布久藍、福田佑基
5	卓 球	高木直貴、高崎行彦、井上孝
6	ソフトテニス	後藤勇治、兼岩明日香、田村亜由美
7	硬式テニス	久保雅詩、小根沢ほのか、新保隆也、原基、(田中茂)

8	ソフトボール	田中徹浩、保坂雄也、吉沢滉輝、新保隆也
9	サッカー	内藤秀和、戸塚悠介、中村圭介、木暮清貴、神戸亮彦
10	陸上競技	中村信勝、白井杏奈、原基
11	山岳	坂庭脩斗、根岸伸行
12	スキー	小林英彦
13	中体連	保坂雄也
14	高体連	白井杏奈
15	部活動外引率	[水泳] 須川裕、出水尋幸 [新体操、スケート、他] 石井俊明、小宮山仁、滝澤光生、信澤博美

顧問（文化部） 総括：大島昭彦

	クラブ名	顧問
1	聖歌隊	秋池いづみ、楠元桃、石川南梨果
2	英語	石井俊明、兼岩明日香、信澤博美、キース・イチナガ
3	演劇	大島昭彦、加茂葉子
4	写真	網詩織、(今井瑞穂)
5	天文	網詩織、(今井瑞穂)
6	科学（化学・生物）	斉藤賢司
7	文芸	小野充宏
8	美術・イラスト	岸田修子、(鹿野敏弘)
9	インターアクト	須川裕、石坂泰子
10	茶道	児玉葉子、(中島ふみ代)
11	家庭科	茂木亜紀、児玉葉子
12	軽音楽	永井均
13	管楽アンサンブル	須永瑛美、黒岩未夢
14	弦楽団	大野慎一郎、(相川容子)
15	放送	内山優希、小宮山仁
16	聖書研究	楠元桃
17	高文連	大島昭彦

6 自転車通学

(1) 自転車通学するにあたって

群馬県の中高生の通学時における自転車事故件数は、全国で最も多く発生している。その原因として、自転車を利用する際のルールやマナーを理解していないことが多い。また事故は、被害者のみならず加害者になるケースも少なくない。自転車通学をする際はルールやマナーを守り、命に関わる重大な事故に巻き込まれる危険性を十分に理解していなければならない。

- ① 雨天時の傘差し運転、夜間の無灯火、二人乗り、携帯電話やイヤホン・ヘッドホンを使用しながらの運転は交通違反となるため絶対にしない。
- ② 事故を起こさないために、ブレーキやライト等の点検・整備を徹底する。
- ③ 複数の鍵をかける等盗難防止に努める。
- ④ 自転車保険には必ず加入する。
- ⑤ ヘルメットは必ず着用する。色や形は特に指定はしないが、SG規格など安全基準を満たしたものを着用する。

(2) 自転車通学申請について

① 自宅から学校まで自転車通学を希望している者

希望者は生徒ポータルの自転車ページ内にある Google フォームにて申請をし、学校長より許可を得る。許可された者は以下の点に注意する。

- ア 学校の許可ステッカーを見えるところに貼る。
- イ 学校の駐輪場所は指示された駐輪場に整然と置く。
- ウ 自転車を乗りかえた場合は、改めて申請し許可を得る。

② 自宅から最寄りの駅まで自転車通学を希望している者

希望者は学校への許可を申請する必要はないが、自転車通学許可者と同様に交通ルール・マナーを守り交通安全に努めなければならない。

7 バイク・普通車の運転免許取得について

(1) バイク通学について

新島学園ではバイクの運転免許所得および通学を認めていない。ただし、下記のような特殊事情のある者で、保護者等より「バイク免許取得許可願」及び「バイク通学（利用）許可願」（所定用紙）が申請され、学校長が許可した者のみ高校2年生より原動機付き自転車に限りバイク通学（利用）を認める場合がある。なお、目的以外の使用は一切認めない。

＜特殊事情として適用除外の対象となる者＞

- ① 交通の便が悪く、通学距離が10kmを越える者
- ② 家庭事情により、恒常的な家業の手伝いを必要する者
- ③ その他の特殊事情がある者

(2) バイク・普通車教習許可について

新島学園では高校3年生で進学先が決定している者に限り、下記の条件のもと、保護者等より「バイク・普通車教習許可申請書」が申請され、学校長が許可した者のみ自動車教習所へ入所することを認める。

- ① 学業を最優先とする。
- ② 入所手続きは3学期始業式以降とする。
- ③ 教習開始は家庭学習期間に入ってからとする。
- ④ 本試験は卒業式終了後に受験する。

就職内定者（含む自営）に関しては、保護者等より「運転免許取得願い」が申請され、学校長が許可した者は、例外的に入所を認める場合がある。

8 出 欠 席

年間をとおして無遅刻・無欠席・無早退を皆勤とする。尚、3年間ないし6年間皆勤の者については卒業時皆勤者として表彰される。

欠席者の届出については以下のとおり。

(1) 諸届（欠席・遅刻・早退・欠課）

欠席・遅刻・早退などは前もって保護者等が連絡する

(2) やむをえない事情で授業を欠課する場合はクラス担任に申し出て許可を得ること。

(3) 外出許可、早退許可、保健室利用許可等は学級担任に許可を受けること。

(4) 忌引は次の基準による。

父母7日、祖父母3日、兄弟姉妹3日、曾祖父母・叔叔父母1日。

(5) 公欠扱いについて

① 部活動等の公式試合などが授業日と重なった場合、部活動顧問や保護者等からの届け出により、出席扱いとする。

② 大学・短大・専門学校等の受験に関するものについては以下のとおりとする。

i) 受験当日・・・・・・・・全日出席扱い

ii) 受験前日・・・・・・・・県外で宿泊をともなう場合は全日出席扱い

iii) 翌日・・・・・・・・原則として認めない

※募集要項に出席義務が明記された説明会等も上記のとおりとする。

尚、一般的な説明会・見学会等は欠席扱いとする。

Ⅲ．服装規定

1 心がけ

服装はつねに清潔を保ち、新島学園の生徒として品位ある服装を心がける。

2 制服

- (1) 制服は冬服、夏服の二種類とし、冬服には上衣、冬用スラックス、ネクタイ、冬用スカート、夏服には夏用スラックス、夏用スカートがあり、制服の色、生地、型は学校指定とする。
- (2) (1) の他に校章バッジを上衣の左えりに付けるものとする。
- (3) 生徒は、原則【制服 A】または【制服 B】を選択し着用するが、必要に応じてそれぞれのパーツを組合せることができる。
- (4) 冬服と夏服について、着用期間に制限はない。
- (5) 式典・行事の際は、原則、冬服着用とする。式典・行事とは、入学式、卒業式その他、校長が特に定めた式典・行事等を指す。

【制服 A】

- (1) 冬服は、上衣、冬用スラックス、ネクタイに、白無地の長袖ワイシャツとする。
- (2) 夏服は、夏用スラックス、ネクタイに、白無地の半袖ワイシャツとする。
- (3) ソックスは白、紺、黒またはグレーの無地のものとする。
- (4) 式典・行事の際は、ネクタイ着用とする。

< 制服 A >



【制服 B】

- (1) 冬服は、上衣、冬用スカートまたはスラックスに、白無地の長袖ブラウスとする。
- (2) 夏服は、夏用スカートまたはスラックスに、白無地の半袖ブラウスとする。
- (3) ソックスは白、紺、黒またはグレーの無地のレギュラーソックスまたはハイソックスとする。
- (4) スカートの裾の長さは、膝頭の中心とする。
- (5) 気候によりタイツの着用を認める。ただしタイツは、黒またはベージュの無地とする。
- (6) 式典・行事の際は、白無地のレギュラーソックスまたはハイソックス着用とする。

< 制 服 B >



【制服 A B 共通】

- (1) 5月1日～10月31日は、白無地の半袖ポロシャツの着用を認める。
- (2) オーバーコートは紺、黒またはグレーの無地のものとする。
- (3) ニット製品(ベスト・カーディガン・セーター)は、紺、黒またはグレーの無地のものとする。
- (4) 下履きは、黒またはこげ茶色の皮革製靴か運動靴とする。
- (5) 上履きは、本校指定のものとする。

3 制服着用上の注意

- (1) 登下校、学内生活では、上衣に併せてニット製品の着用を認める。
- (2) 学内生活では、上衣に代えてニット製品の着用を認める。
- (3) 登下校、礼拝堂内では、上衣に代えてカーディガン、セーターの着用は認めない。
- (4) オーバーコートの着用は任意とする。ただし、必ず上衣を着用していないといけない。
- (5) 礼拝堂内では、オーバーコートの着用は認めない。

補 則

1. やむをえない事情が発生した時は、異装届を提出して許可を得る。
2. その他、細部については、服装指導上の内規による。

Ⅳ．図 書 館 案 内

- 特 徴 ○中学・高校一緒の図書館であり、キリスト教関係の図書が多い。
○閲覧方式は開架式である。
○旧図書館 2 階の学習室Ⅱに全集、大型本等が開架されている。

蔵書数 約 33,000 冊

座席数 机 8 椅子 44 席
他にブラウジングコーナーあり。

1 開 館

○開 館 時 間

原則として次の通りとする。

月～金

昼休み、授業終了後下校時間まで

○休 館

休校日、授業中、昼休み以外の休み時間、臨時集会等の時。ただし、夏
期休暇については校内及び館内に開館日を掲示する。。

2 館 内 規 定

- (1) 他人に迷惑にならないよう静かにする。
- (2) 図書は丁寧に扱い、破損しないように気をつける。
- (3) 書架の図書の位置を乱さぬこと。図書は必ず元の位置へ返しておく。
- (4) 館内の備品は大切に扱う。
- (5) 机、椅子等を移動させてはいけない。椅子は必要後必ず机の下にいられておく。
- (6) 館内への飲食物の持ち込みは禁止する。
- (7) 館内の掲示に注意する。
- (8) 衛生のために必ず手洗いする。

- (9) その他、不当な行為をした者には退出を命ずることがある。
- (10) 自習時の使用は、教師の監督がない限り禁止する。

3 閲覧規定

館内閲覧

- (1) 閲覧室内の本は館内で自由に利用できる。
- (2) 館外へ無断で本の持ち出しは禁止する。
- (3) 決められた場所で閲覧すること。
- (4) 利用した本は必ず元の位置へ返しておく。

館外閲覧

- (1) 図書の帯出は所定の手続きを終えてからにする。
- (2) 期間は7日間とし、同一の本を引き続き借りるときはその都度更新手続きをとり、原則として3週間まで借りてよい。
- (3) 冊数は1回につき4冊とする。
- (4) 返却日までに必ず返す。
- (5) 貸し出し図書を転貸してはいけない。
- (6) 「禁帯出」のラベルのある図書や、雑誌・参考図書等は貸し出しをしない。

4 貸し出し・返却の手続き

貸し出し・返却は必ず受付で定められた手続きをとる。

- (1) 貸し出し
 - ア 貸出しようとする図書を書架からぬき取り、受付まで持ってくる。
 - イ 受付の図書委員に「利用者カード」を提示し、係の指示に従い、貸し出しの手続きをとる。
 - ウ 返却日を確認する。
- (2) 返却
 - 受付の図書委員に図書を提示し、返却の手続きをとってもらう。

手続きの終了した図書は、元の書架に戻す。

5 図書委員の仕事

- (1) 図書の貸し出し・返却の手続き
- (2) 広報活動（図書館報・その他）
- (3) 図書館の整備（本の整理・館内美化）
- (4) その他

V 体育館・格技場の使用方法

体育館・格技場を使用する場合には各施設管理者(体育科教諭)の許可を得る。

1 体育館の使用上の注意

- (1) 鍵の開閉・消灯等は、使用責任者(授業担当教諭・部活動顧問)が責任を持って行う。
- (2) 土足厳禁。
- (3) 飲食物の持ち込みは原則禁止。必要な場合は使用責任者の指導のもとに行う。
- (4) 昼休みの使用は原則禁止。必要がある場合は使用責任者の指導のもとに行う。
- (5) 使用者は使用後清掃を行う。
- (6) 普段使用している部活は、定期的に清掃を行う。
- (7) トレーニングジムを使用する場合は、部活動顧問および管理責任者に許可を得る。
- (8) トレーニングジムの使用は、使用責任者のもと安全管理に十分な注意をはらって行う。
- (9) 施設・設備を丁寧に使用し、破損させた場合は管理責任者に報告する。
- (10) その他、管理責任者の指示に従い使用する。

2 格技場の使用上の注意

- (1) 武道の授業・部活動で使用する。
- (2) 体育科教諭・剣道部・茶道部・空手顧問が管理にあたる。
- (3) その他の目的で使用する場合は管理責任者に申し出る。
- (4) 使用する場合は使用責任者の指導のもと使用する。
- (5) 土足厳禁。
- (6) 原則として外部への貸し出しは行わない。
- (7) 施設・設備を丁寧に使用し、破損させた場合は管理責任者に報告する。
- (8) 普段使用している部活は、定期的に清掃を行う。
- (9) その他、管理責任者の指示に従い使用する。

Ⅵ．保 健 室 か ら

1 保健室の利用について

学校における救急措置は、あくまで医療機関に行くまでの間、あるいは行く必要のない範囲の傷病に対する応急の処置である。投薬は原則として行わない。

- ① 原則として休み時間に利用すること。授業にかかるときは必ず授業担任に所在を連絡してから来室すること。
- ② 付き添いは一人で歩けないほどの重症な時のみとし、保健室内での付き添いは不要。
- ③ 原則として休養は1時間までとする。（緊急時はこの限りではない）
- ④ 保健室はその日におきた怪我等に対しての応急手当であり、継続的なことは家庭または医療機関に委ねる。
- ⑤ 室内では静かにする。飲食禁止。
- ⑥ 早退の場合は、必ず学級担任の許可をもらってから帰宅する。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターは、法律で定められた全国的な組織である。学校安全の普及と充実を図るとともに、学校管理下における生徒の負傷・疾病・障がいまたは死亡に関して必要な給付を行い、学校教育の円滑な実施に資することを目的としている。
- (2) 学校管理下（登校時、在校時、部活動、学校行事など）の事故に対して医療費の10分の4に相当する金額が給付される。ただし、下限額を5,000円（医療保険でいう被扶養者で、例えば病院に外来受診した場合、その3割分の1,500円以上（除：薬剤一部負担金）を負担したもの）とし、高額療養の場合は計算方法が異なり上限がある。
- (3) 必要手続きは次のとおりである。
ア．事故発生とともに、授業担当や部活動顧問、学級担任等を通じて保健係（養護教諭）に報告する。

- イ．災害報告書は本人または保護者等が記入する。
 - ウ．医療費明細書は「医療等の状況」といい、受信先の医療機関で記入してもらい、災害報告書と一緒に保健室に届ける。治療が月の途中で終了した時は月末を待たずにその時点で提出する。
 - エ．高額医療費（70,000 円以上）の場合は「高額医療状況の届」を提出する。
 - オ．学校長は関係書類を東京支所へ提出する。
 - カ．試算の結果、規定に該当する事故に対して医療費給付がなされる。
 - キ．医療費給付金は保護者等の銀行口座に振り込まれるが、少額の場合は生徒を通じて現金給付されることがある。
- (4) 病気は、原因が学校の管理に関係ないので、原則として対象外となる。

3 感染症における出席停止について

感染症にかかった場合、他の生徒に感染するおそれがあるため、学校保健安全施行規則により出席停止となる。

出席停止の間は欠席扱いにならない。その際、ホームページに記載の内容を確認の上、治癒証明書または療養報告書を学校へ提出する。

出席停止期間の基準は下記の通りである。

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後 5 日間を経過し、かつ、解熱した後 2 日間を経過するまで

	感染症の種類	出席停止期間
第 二 種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日間を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発見した後 5 日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日間を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 三 種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 細菌性赤痢、腸チフス コレラ、パラチフス	

VII 事務室から

1 学校納付金について

- (1) 学校納付金は年額で定め、学年の始めに納入していただくことになっていますが、月ごとに分納することもできます。(学則参照)
- (2) 毎月の分納入する場合の金額は次のとおりです。

中学校（月額）

・学納金	
授業料	30,550 円
・その他の納付金	
生徒会費	400 円
保護者会費	2,100 円
部活動後援会費	1,500 円
合 計	34,550 円

高等学校（月額）

・学納金	
授業料	33,550 円
・その他の納付金	
生徒会費	400 円
保護者会費	2,100 円
部活動後援会費	1,500 円
合 計	37,550 円

- (3) 学納金の納入は郵便局口座からの自動振替により、毎月 15 日（当日が土曜日、日曜日の場合は月曜日、祝日の場合は翌日）に行います。
- (4) 上記以外にも、PTA 入会金（500 円）、学校債（1 口 100,000 円）、学年費、クラス費、旅行費等がありますが、学校からの通知にしたがって納入していただきます。

2 貸与奨学金について

- (1) 群馬県教育文化事業団奨学金（高校 1 ～ 3 年生対象）
人物・学業・家庭状況など一定の条件を満たし、奨学金の貸与を希望する生徒のための制度です。貸与額は自宅通学の場合 30,000 円です。
- (2) 日本学生支援機構奨学金（高校 3 年生対象）

大学等進学希望者には、3年次に奨学生予約制度があります。

申込みは、担任を通じて、毎年4月下旬に行います。

(3) 新島学園貸与奨学金（中学生対象）

入学後、家計が急変した場合に貸与します。詳しくは事務室にお尋ねください。

3 各種証明書について

① 在学証明書、卒業見込証明書、身分証明書再発行

- ・事務室窓口にある「証明書交付願」に必要事項を記入し、申込みをしてください。
- ・受取りは、後日手数料（身分証明書再発行の場合は写真も）を持って事務室窓口に来てください。

② 調査書、成績証明書、推薦書

- ・担任から各種交付願いを受取り、必要事項を記入して、担任に提出してください。
- ・受け取りは、後日手数料を持って事務室窓口に来てください。

③ 学生・生徒旅客運賃割引証（学割証）

- ・旅客鉄道会社の片道が101km以上の区間を利用する場合に、運賃が2割引になるものです。
※特急券・指定席料金は、対象になりません。私鉄は対象外です。
- ・事務室窓口にある「学割証交付願」に必要事項を記入し、保護者印、担任印を受けてから申込みをしてください。
- ・受取りは、事務室窓口に来てください。

④ 通学証明書

- ・私鉄・バス等の通学定期券購入時に必要となります。
- ・事務室窓口にある所定の申込書に必要事項を記入し、申し込んでください。

※ JR 定期券は身分証明書（通学定期券乗車券購入証明書）を駅窓口に提示することにより購入できますので、通学証明書は不要です。

- ・受取りは、事務室窓口に来てください。

◇発行日

申込み後、①③は3～5日、②は1週間、④は申込み当日（申込みが夕方になると翌日）となります。時間に余裕を持って申込みをしてください。

◇証明書手数料

在学証明書	300 円	成績証明書	300 円
卒業見込証明書	300 円	成績証明書（英文）	300 円
調査書	500 円	身分証明書再発行	300 円
		推薦書	300 円

◇その他不明な点がありましたら、事務室までお尋ねください。

4 その他

(1) 下記の品物を事務室にて委託販売しています。

校章バッジ 400 円 制服ボタン 大 100 円 小 80 円

(2) 制服について

下記商品を各店舗で取り扱っています。

制服 A	ブレザー	33,550 円
	ネクタイ	1,980 円
	夏スラックス	15,400 円
	冬スラックス	17,600 円
制服 B	ブレザー	32,450 円
	夏スカート	18,700 円
	冬スカート	19,800 円
	夏スラックス (希望者)	15,400 円
	冬スラックス (希望者)	15,730 円

[取扱店]	(株) 高崎高島屋	TEL 027-327-1111
	(株) スズラン百貨店 前橋店	TEL 027-233-1111
	学生服のインダ (安中)	TEL 027-381-0167

(株) 森泉洋品店 (佐久市)	TEL 0267-67-2235
ツナシマ本 店	TEL 027-322-3022
ツナシマ前橋店	TEL 027-223-2888

(3) 体育着について

所定の注文書に必要事項を記載し、事務室に提出してください。

体育着

トレーニングシャツ 5,600 円

トレーニングパンツ 4,450 円

ハーフパンツ 3,300 円

体育館シューズ 5,100 円

[取扱店] (株) ウィングギャレックス TEL 027-382-3206

(4) 上履きについて

下記の店舗で販売しています。

学生服のインダ TEL 027-381-0167

(株) ウィングギャレックス TEL 027-382-3206

校舎配置図

敷地面積	41,515㎡
校舎面積	20,664㎡
(第2グラウンド	19,515㎡)
(補助グラウンド	2,151㎡)



